

中部高等学校解放研高校友の会交流会・部落問題を学ぶ

この交流会は、解放研で学ぶ高校生が共通の学びをとおして部落問題に対する意見交換をし、学校間を越えた仲間づくりと、今後の活動につなげていくことをねらいとしています。

第29回目の開催である今回は、「部落差別」をテーマにさまざまな活動を行いました。

はじめにフィールドワークに行きました。あいにくの天候でしたが、しっかり話を聞いて、部落差別の厳しさや、差別とたたかってきた人々が、教育と安心した暮らしを求め、より良い社会を築いていった様子を知ることができました。



午後からは少人数で人権問題について話し合いました。互いに話し合い、意見を深めていく中で、客観的に自分の持つ「人権」を見つめ直す有意義な時間になりました。

参加された生徒の感想を一部紹介します。



部落差別をはじめとする人権問題について他人事として捉えてしまっていたけど、分散会でみんなの話を聞いて自分も差別を解消していきたいと思った



初めてこの交流会に参加して、分散会で自分が普段考えていた人権のことについて話すことが出来た。
来年も参加して、もっと仲間と交流を深めたい

差別とは一人で闘うことは出来ない。
だからこそ、仲間と一緒に学習していきたいと思ったし、これからも学び続けたいと思った

差別落書きを見たら！ 人権侵害に気づいたら！すぐに知らせてください。

人権侵害や差別落書きは許されない行為です。私たちの故郷、自慢の町を落書きで汚され傷つけられるのはごめんです。みんなで気持ちの良いまちづくりをしていきましょう。

連絡先：倉吉市人権文化センター ☎・FAX (0858) - 22-4768



ますな

倉吉市人権文化センターだより

2022年11月1日 発行 No.142号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

地域巡回食堂『ばあばのランチ』が開催されます！

テイクアウトもあります！

ひとりで食べるよりも

みんなで食べるとなんかおいしい。

話し相手がいるってなんだかうれしいね。

じゅんかいしょくどう
巡回食堂



ばあばの ランチ

無くなり次第
終了
どなたでも
気軽に来てね！

小学生以下
無料
中学生・高校生
100円
大人
200円

開催
日時

2022年

11月12日(土) 12:00~

開催
場所

倉吉市人権文化センター

【今回のメニュー】

特製

カレーライス



「地域で集まれる場所が欲しい」という声から『ばあばのランチ』は生まれました。
どなたでも気軽にお越しください！

(問い合わせ)倉吉市人権文化センター
☎22-4768(澤田)

本人通知制度をご存じですか？

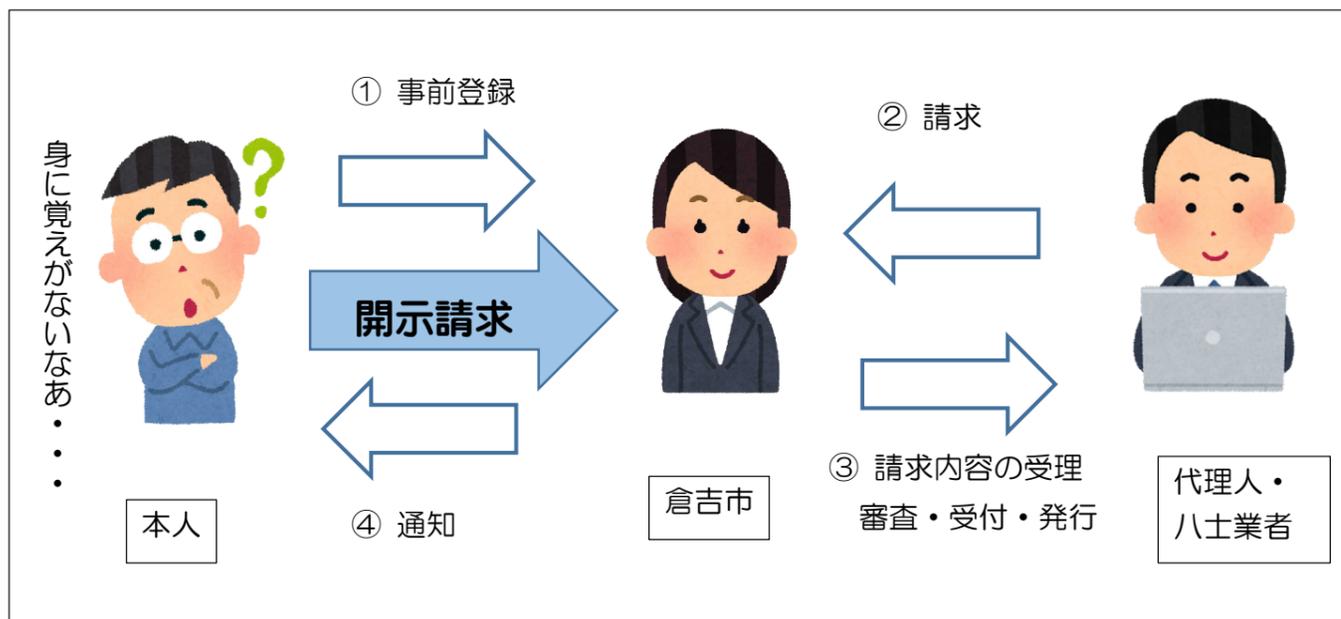
☆ 本人通知制度とは

本人通知制度とは、住民票の写し（本籍が記載されたもの）や戸籍謄本などを本人に代わって請求された代理人または第三者（資格をもっている方）に発行した場合、その事実を事前に登録されている方へ通知する制度です。

倉吉市では、平成 24 年から導入されていますが、登録者数は 479 人に止まっています。

（通知を発行した件数は 228 件（年間 23 件）もあります。）

一度、登録をすれば更新することなく制度は続きます。ぜひ登録しましょう。



開示請求

本人通知制度で市役所から通知が来る内容は

- ① 交付年月日
- ② 交付証明書の種別
- ③ 交付通数
- ④ 交付請求者の種別

の 4 項目になります。
身に覚えのない場合や、疑問に思われたら
開示請求をすることができます。

☆ 本人通知制度の目的

本人通知制度の主な目的は大きく分けて二つあります。



① 不正請求及び不正取得の防止

不正請求の早期発見につながり、個人情報に誰に渡り、どのように利用されたかが分かり、不正利用防止や事実関係の早期究明が期待できます。



② 不正請求の抑止

不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求を躊躇させる効果が期待できます。

☆ 本人通知制度の登録をしましょう！

- ・登録は倉吉市役所第二庁舎、市民課にて行う事が出来ます
- ・登録の際は、運転免許証や保険証などの本人確認書類が必要となります
- ・一度登録すれば、更新等の作業も必要ありません
- ・ホームページからも本人通知制度登録申込書がダウンロード出来ますので、必要事項を記載の上、市民課にお持ちください

不正に取得した戸籍謄本などの事件

- ・2011年に発覚した事件では、横浜の探偵者が偽造した職務上請求書を使って市町村から戸籍謄本等を取得し三年間で2億3500万の利益を上げました。依頼の多くは結婚時の身元調査でした。
- ・2021年8月、栃木県の行政司法書士が、探偵業者の依頼に応じて大量の職務上請求書を使って身元調査をしていました。押収された職務上請求書は2500枚もありました。このように今でも悪用している人が後を絶ちません。
戸籍謄本は出生・結婚・離婚・死亡・国籍を証明する公的書類です。一方、社会的身分を表記した項目はありませんが、過去の住所履歴や先祖代々の出身地が分かり、就職差別や結婚差別にもつながることがあるのです。
本人通知制度の登録と一緒に「身元調査お断り」にも取り組んでほしいものです。